平成23年10月21日

各　位

上場会社名　株式会社明豊エンタープライズ
代表者名　代表取締役社長　梅木篤郎
（ＪＡＳＤＡＱコード８９２７）
問合わせ先　取締役執行役員管理部長　安田俊治
（電話番号 03－5768－6573）

事業再生ＡＤＲ手続における第１回債権者会議(続行期日)の成立・同意等に関するお知らせ

当社は、平成23年9月26日付「事業再生ＡＤＲ手続の利用申請及び受理に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生ＡＤＲ手続」といいます。)の下で事業再生に取り組んでおります。本日、事業再生ＡＤＲ手続の対象債権者たるお取引金融機関の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議(第１回債権者会議(続行期日))を開催いたしました。また、平成23年10月17日付「控訴の取下げに関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、本日より、事業再生ＡＤＲ手続における対象債権者として、株式会社みずほ銀行に正式に参加していただき、同会議は無事成立いたしました。

新たに対象債権者が加わったことから、同会議の議案内容について改めて各対象債権者と協議した結果、以下のとおり、各議案について全対象債権者からご承認いただきました。すなわち、当社の事業の継続に欠くことのできない資金に充てるため、本日以降、事業再生計画案の決議のための債権者会議(第３回債権者会議)(会議が延期・続行された場合には、当該延期・続行された期日を含みます。以下同じ。)の終了時までの間に、当面の資金繰りに必要となる金１億円を上限とする極度貸付契約を締結のうえ、当該契約に基づき借入(プレＤＩＰファイナンス)を行う予定である旨説明し、当該借入に対する弁済を、当該借入の時点において対象債権者が当社に対して有している他の債権に対する弁済よりも優先的に取り扱うことについてご承認いただきました。

また、本日以降、事業再生計画案の決議のための債権者会議(第３回債権者会議)の終了時までの間に、当社が担保権を設定している販売用不動産を第三者に売却する場合において、当該不動産につき担保権を有している対象債権者に対して、当該不動産に設定されている担保権の解除と引き換えに、当該不動産の売却代金から売却費用等を控除した残額を支払い、被担保債権である貸付債権(売却時までの利息を含む。)に充当することについてもご承認いただきました。

当社といたしましては現在、当社グループを支援するスポンサーを選定すべく鋭意交渉を進めており、今後、早期にスポンサーを決定し、当該スポンサーによる信用補完を前提に再建を図る所存ですので、スポンサーを選定次第速やかにお知らせいたします。また、事業再生計画案については、選定したスポンサーの意向を踏まえて、その具体的な内容を確定させる予定ですが、本日の段階では、スポンサーの選定に至っておりませんので、スポンサーを選定し速やかに協議をした上で、事業再生計画案の具体的内容を確定次第、当該事業再生計画案の具体的な内容を速やかにお知らせいたします。なお、同計画案につきましては、上記のとおり、事業再生計画案の決議のための債権者会議(第３回債権者会議)における対象債権者の同意（平成24年1月25日開催予定）による成立を目指してまいります。

事業再生ＡＤＲ手続の今後のスケジュールは以下のとおりです。なお、手続の進捗状況等により、変更となる可能性がございます。

平成23年12月　7日予定　　第２回債権者会議(事業再生計画案の協議のための債権者会議)
平成24年　1月25日予定　　第３回債権者会議(事業再生計画案の決議のための債権者会議)

以　上